田野小学校いじめ防止基本方針

平 成 ２ ６ 年 ４ 月 １ 日

一次改定：平成 30 年 4 月改定

二次改定：令和 ８年１月改定

田野町立田野小学校

目　　次

はじめに 1

第１　いじめ防止等（いじめを防ぐことや、早く見つけて解決する）のために知っておくべきこと 2

1　田野小学校いじめ防止基本方針がめざすこと 2

2　いじめとは（定義） 2

3　基本方針の目標と大切にしたい視点 3

（１）児童の変化に気づく力を高める

（２）児童が「夢」や「志」をもてる社会づくり

（３）人と人との結びつきを強める

（４）みんなで児童を守り、育む

（５）大人自身が、余裕を持って児童に接する

4　田野小学校のいじめの現状 5

第２　いじめ防止等の取組 6

1　いじめ防止等のための組織 6

（１）組織「いじめ防止対策委員会」について

（２）「いじめ防止対策委員会」の役割

（３）「いじめ防止対策委員会」の構成

（４）組織運営上の留意点

2　いじめ防止等の取組 7

（１）いじめをさせない

（２）いじめに気づく

（３）いじめに対応する

第３　いじめへの対応及び組織的・計画的な取組 １５

1　いじめの早期発見、早期対応等 １５

（１）方針や取組の検証と評価について

（２）チェックリストの作成・実施

（３）いじめの発見から解決まで

（４）いじめ防止年間計画

第４　重大事態への対処 ２３

1　町教委又は学校による調査 ２３

（１）　重大事態の発生と調査

（２）　調査結果の提供及び報告

2　調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置 ２７

（１）　再調査

（２）　再調査の結果を踏まえた措置等

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を奪い、子どもたちの心と身体の成長や、一人の人間となる成長過程に大きな影響を与えるものです。

また場合によっては、いじめられた子どもの生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれもあります。

いじめは、大人社会にある暴力、体罰、児童虐待、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといったものと同じ社会問題です。また、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を認めていると思われるような行動や言動を許したり、「自分とは違う、合わない」という理由で特定の人を差別したりといった、大人の行動や言動が、子どもに影響を与えているということも言われています。

一人でも多くの子どもをいじめから救うためには、子どものお手本となるべき大人一人一人が、互いを認め合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を身に付けることが必要です。あわせて、子どもの心に寄り添いつつも、「いじめはいかなる理由があろうとも許されない」「いじめは卑怯な行為である」という認識と「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という意識をもって、一人一人の大人がその役割と責任を自覚しなければなりません。

また、学校や学級で起こったいじめを子どもたちみんなが「他人事」ではなく「自分事」としてとらえ、いじめの解決を目指し、子どもたち一人一人が「夢」や「志」をもち、その実現に向けて自分の力を、思う存分発揮できる学校づくりを進めなければなりません。

このような基本理念のもと、いじめ問題の克服を目指して、平成 26 年に「田野小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。その後、国や高知県の基本方針の改定に伴い、平成 30 年４月に、いじめ防止等のために町が行う取組や施策に基づき改定を行いました。

令和４年に生徒指導提要が改訂され、子どもがなりたい自分を目指し、自分の幸せと社会の発展のために頑張れるよう大人が支えることの大切さが示されました。また、同年６月に成立した「こども基本法」では、子どもの権利を守ることや子どもが自分の意見を言える場面をつくらねばならないということが示され、このことが法律に位置づけられました。

このような社会の変化を踏まえて、田野町立田野小学校では、今回の改定ではいじめをしない、させない取組だけではなく、いじめを生まない環境づくりやいじめを許さない子どもを育てることを目指し、田野町の教育基本理念である「自分の可能性を信じ、夢に向かって努力できる子どもたちの育成」「心豊かで、たくましい人づくり」を踏まえ、いじめ防止等のための基本的な方針を改訂しました。

第１　いじめ防止等（いじめを防ぐことや、早く見つけて解決する）のために知っておくべきこと

1　田野小学校いじめ防止基本方針がめざすこと

田野町立田野小学校（以下「本校」という）いじめ防止基本方針は、法第１３条に基づいて、本校における「いじめを防ぎ早く見つけて解決するために大切にしたいこと」をまとめたものです。

いじめ防止対策推進法　第１３条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

また、本校のいじめ防止基本方針では、児童が充実した学校生活を送れるように、いじめ未然防止のための指導体制を定め、いじめを防ぐために大事にしたいことや、学校が行う取組など、学校全体としての方向性や基本的な取組を示しています。

2　いじめとは（定義）

（定義）　いじめ防止対策推進法　第２条

第２条　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

１つ１つの言動が、いじめか、いじめではないかを判断するには、例えば「けがをさせたからいじめだ」「嫌がっていないからいじめじゃないだろう」と形式的・表面的にとらえるのではなく、いじめられた児童の立場に立ち、みんなで考えることが必要です。

この時に、いじめには、冷やかしやからかい、ＳＮＳでの誹謗中傷など、さまざまな形があることを念頭において、いじめか、いじめではないかを判断するに当たり、法第２条にある「心身の苦痛を感じているもの」のとらえを間違えないよう、気をつけなくてはなりません。例えば、本人が嫌な思いをしていたとしても、余計にいじめがエスカレートすることを恐れて「大丈夫だ。いじめられていない」と言ったりする場合もよくあります。こうしたことから、児童の言葉だけで判断はできないということを念頭に置いたうえで、子どもの表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

定義に示されている「物理的な影響」とは、叩かれたり蹴られたりといった身体に被害を受ける場合や、金品をたかられたり、持ち物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどのことです。

なお、いじめかどうかの判断は、担任などの限られた教職員だけで判断するのではなく、法第 22 条で示されている「学校におけるいじめの防止等の取組のための組織」（以下「いじめ防止対策委員会」という。）で判断します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で辛い思いをしている児童がいる場合もあるため、「学校いじめ対策組織」でしっかりと調べて、児童がどんな思いをしているのかに着目し、いじめかどうかを判断します。

例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいて、その児童がそのことを知らずにいるような場合もあります。いじめられている児童も本人は嫌な思いをしていない場合であっても、インターネットに書き込みを行った児童に対する指導等は適切に行わなければなりません。

また、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合でも、すべてに対して厳しい指導をしなくてはならないとは限りません。例えば、親切心で行ったことが相手の児童にとっては苦痛を感じることだった場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝り、教職員が介入しなくても、児童同士で解決し、良好な関係を再び築くことができた場合もあります。そのような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、１つ１つのケースに応じた柔軟な対応を行うこともできます。ただし、こういった場合であっても、法が定義している「いじめ」に該当しますので、起こった事案を「いじめ防止対策委員会」で情報共有することは必ずしなければなりません。

「いじめ」の中には、「犯罪行為として取り扱われるべき」と判断され、早い段階で警察に相談すべきものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報しなければならないものもあります。これらについては、教育的な配慮を行い、被害を受けた児童がどうしたいのかを聞いたうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要になってきます。

3　基本方針の目標と大切にしたい視点

いじめの問題をなくすためには、「いじめをさせない」取組を進めることが最も重要です。児童一人一人が「いじめは絶対に許さない」という決意をもつことと、そのような学校の雰囲気や社会の風土をつくっていくことが、いじめ問題をなくすことにつながっていきます。

いじめの問題への対応については、何よりも被害を訴えてきた児童や、勇気をもっていじめを知らせてくれた児童を、しっかり守り通す姿勢を大人が示さなければなりません。

そして、いじめの疑いがあるものも含めて、学校等が、しっかりとした対応を行っていかなければなりません。その際、「事実はどうだったか」ということを把握することが必要となりますが、一番大切なのは、傷ついている児童の持ちに寄り添った支援を行うことです。

また、児童は人と触れ合うことを通して、様々なことを感じ取り、成長していきます。そういった社会性*1 を身につけるうえで、児童たちがいじめの加害者や被害者になることを恐れて、人と触れ合うことに躊躇し、萎縮してしまうようなことはあってはなりません。このことから、児童を取り巻く大人たちは「いじめをさせない」「いじめを早く見つけて解決する」「いじめを再び起こさない」を常に意識し、児童たちを守り支えていくことが大切になります。

本基本方針の目標は、いじめを防ぐための取組を効果的に進めていくことで、いじめの問題の克服を目指すことです。また、こうしたいじめの問題への取組は、心豊かで安全・安心な社会づくりにもつながっていきます。そこで、以下の５つを大切にしながら、いじめを防ぐための取組を進めていきます。

（１）　児童の変化に気づく力を高める

いじめの問題は、学校だけで起こるものではなく、地域社会の中でも起こり得ます。また、児童同士の人間関係の中だけでなく、大人社会でもいじめやハラスメントなどの問題もあります。大人の人権感覚*2 の希薄さが、いじめの一因になっているとも考えられます。

このようなことからも、児童に関わるすべての人々がしっかりとした人権感覚をもち、子どもの小さな変化に気づく力を身に付けることが必要です。

（２）　児童が「夢」や「志」をもてる社会づくり

「夢」や「志」をもつことは、その実現に向かって着実にやり抜こうとする強い意志とともに、社会をつくっていく一人の人間としてよりよい社会をつくっていこうとする意欲や態度を育むことにつながります。

このことから、児童たちが、自分の「夢」や「志」をもてるような教育活動を各学校が進めることができるようにするとともに、児童たち一人一人の「夢」や「志」を応援する社会環境づくりが必要です。

＊1　社会性：コミュニケーション力や協調性、モラル等、社会の一員として生きる上で求められる力

＊2　人権感覚：人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚のこと

（３）人と人との結び付きを強める

本校では、田野町の教育基本理念として「自分の可能性を信じ、夢に向かって努力できる子どもたちの育成」「心豊かで、たくましい人づくり」を踏まえ、児童が自分の

夢に向かって努力できる、児童が安心して生活できる環境をつくるために、家庭、学校、地域が連携し一緒に児童を見守り、支えていくことが大切です。児童同士がつながる、子どもと地域の大人がつながる、学校・家庭・地域・関係機関がつながる、こうした取組が進んでいくことによって、児童をとりまくたくましい人づくりができ、豊かな人と人とのつながりがつくりあげられ、いじめを生まない環境を整えていくことにつながっていきます。

（４）みんなで児童を守り、育む

児童に関わるすべての大人、すべての機関・団体が児童を見守り、積極的、主体的に関わりながら、児童のもっている能力や可能性を伸ばしていくことが大切です。

そのため、「みんなでいじめ問題に取り組んでいく」という視点をもって、地域ぐるみで児童を守り、育てる体制づくりを進める必要があります。

（５）大人自身が、余裕を持って児童に接する

大人自身も、児童たちにゆっくり向き合えるように、身のまわりの環境を整えたり、余裕を持てるよう心がけたりすることが大切です。大人が、心が落ち着く環境や時間を持つことで、児童たちも安心して過ごすことができ、ゆとりを持って学校生活を送ることにつながると考えます。

＊（R6.11.4 高知県開催「高校生によるいじめ問題についての意見交流会」より）

4 本校のいじめの現状

本校のいじめの認知件数は、令和４年度は 10 件、令和５年度は７件、令和６年度は６件となっています。いじめ発見のきっかけは「学級担任に相談した」や「保護者や家族等に相談した」が多くなっています。また、どのようないじめが行われているか見てみると、「冷やかしやからかい・悪口や脅し文句・嫌な事を言われる」が最も多い割合を示しています。いじめの解消率については、令和６年度は「解消しているもの」が 83.3％であり、「対応中」が 16.7％でした。これらの事案については解消に向けて取り組み、現在は解消されています。

いじめの認知については、ここ数年減少傾向にあります。これはいじめ防止の取り組みの成果であると思います。スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の関係機関と連携し組織的に対応していることが大きな要因であると思われます。しかし、今後もいじめの疑いなどの兆候を見逃さないように、高いアンテナで児童の状況を把握していくことが重要となります。

本校では、「学校生活アンケート」や「Ｑ－Ｕアンケート」、「気持ちメーター」を活用することで児童の実態を把握し、積極的ないじめの認知をしています。また、教職員を対象とした「いじめに関する校内研修」等の取組を重ねることで、教職員のいじめへの意識が高まり、いじめの積極的な認知に向け組織的な取組を進めています。

第２　いじめ防止等の取組

1　いじめ防止等のための組織

本校では、いじめ防止等に関する措置を実行的に行うため法第２２条の規定に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を置きます。

> **いじめ防止対策推進法　第２２条**
>
> 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（１）組織

田野町立田野小学校のいじめ防止等の取組のための組織として、「いじめ防止対策委員会」で対応します。

（２）組織（いじめ防止対策委員会）の役割

当該組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担います。具体的には、次にあげる役割を担います。

- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを担う役割
- インターネット上のいじめをはじめとする、学校だけでは取り扱いの判断が困難な事例も想定されることから、いじめをさせない取組の段階において、日頃から警察との情報共有を行う役割
- いじめに早く気づくため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめに早く気づき、解決するため、いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や子ども間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時に緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係する子どもに対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめられた子どもに対する支援や、いじめた子どもに対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（ＰＤＣＡサイクルの実行を含む。）

（３）組織（いじめ防止対策委員会）の構成

・いじめ防止対策委員会は、校長、教頭、生徒指導担当、人権教育主任、養護教諭、学級担任、スクールカウンセラー（SC)、スクールソーシャルワーカー（SSW）等を委員として構成とします。

（４）組織運営上の留意点

・児童に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、学校のいじめ対策組織の機能や目的を十分に果たせるような人員配置とします。

・当該組織を実際に機能させるに当たっては、心理・福祉等の外部専門家の助言を得ます。

2 いじめ防止等の取組

田野町教育委員会（以下、町教委）と連携して、「(1)いじめをさせない」・「(2) いじめに気づく」取組を行い、いじめが発生した時（疑いを含む）には「(3) いじめに対応」します。

（１）いじめをさせない

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、「いじめをさせない」取組として、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論し、自分の意見を表明するといった、いじめの防止に資する活動に取り組みます。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行います。

○ いじめは重大な人権侵害に当たり、いじめられた子ども、いじめた児童も及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと

○ 「いじめをさせない」ために、児童同士が心を通わせられるコミュニケーション能力を育むとともに、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。

○ いじめの被害を受けた時に、誰にどうやって助けを求めたらよいか、具体的かつ実践的な方法や、いじめのことで友人に助けを求められた時に、どのように対応したらよいのかを学ぶ「ＳＯＳの出し方教育」も行います。

○ 学校の教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

○ 発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、学校の教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別

の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要です。

○　海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、学校の教職員、児童、保護者等の外国人の児童も等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行います。

○　性的志向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する児童の理解の増進について、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、児童の心身の発達段階に応じた教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等に努めます。

○　大規模災害等により被災した児童（以下、「被災した子ども」という）については、被災した児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を学校の教職員が十分に理解し、その児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、いじめをさせない、いじめを早く見つける取組を行います。

上記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

①　子どもの心を育む教育

○　「夢」や「志」を呼び起こし、豊かな人間性を育む教育の推進

児童が、それぞれの立場で自分のよさやこれから伸びる可能性があることなどを含めて、自分自身のことをよく知り、集団の中での自分をしっかりと位置づけ、将来を切り拓いていく力を身に付ける取組が必要です。そのためには、「人とつながり、人を思い、人に役立つ」ということを大事にしながら、それぞれの「夢」や「志」を育んでいかなければなりません。そのために、「学力向上」「基本的生活習慣の確立*3」「社会性の育成」の３本柱の取組を通してキャリア教育を推進していきます。

○　自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進

ア　道徳教育の充実

学校間連携、家庭・地域と連携した道徳教育を推進します。家庭・地域と連携した道徳教育を推進し、児童の道徳性の向上を図ることでいじめと向き合う児童を育てます。

・児童の自尊感情*4や社会性、規範意識*5、思いやり等の豊かな心を育む。

・児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することで、いじめに正面から向き合う姿勢を育む。

＊３ 基本的生活習慣：心と身体の健やかな育ちにとって大切な食事、運動、睡眠、排泄、清潔、衣服の着脱などの習慣

＊４ 自尊感情：自分自身を価値あるものとして尊重し、肯定的な評価を抱いている状態

＊５ 規範意識：集団生活や社会生活におけるきまりやルール、約束などに基づいて、主体的に判断し行動しようとする意識のこと

イ　分かる授業の実践

・児童の豊かな情操[*6]や発達段階[*7]に応じたコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力等を育む。

・学力を向上させる取組やことばの力を高めるための読書活動、対話・創作・表現活動等を取り入れる。

ウ　自然体験活動、集団宿泊体験等の体験活動の推進

・生命や自然を大切にし、感動や感謝の心、社会性や規範意識等を育てる。

・児童が互いに認め合い、励まし合い、支え合える共感的な人間関係を育み、いじめの防止の基盤となる。

エ　情報モラル教育の充実

インターネット上のいじめは、「外部から見えにくい」「匿名性が高い」などの性質があるため、児童が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難です。軽い気持ちで行った行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすことがあります。また、インターネット上のいじめは、刑法上[*8]の名誉毀損罪[*9]や侮辱罪[*10]、民事上[*11]の損害賠償請求の対象となり得ます。

このようなインターネット上のいじめの特質等を踏まえ、児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害[*12]に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行います。また、情報モラル教育を通した未然防止の取組として、教科等（保健体育科、家庭科、道徳科、特別活動等）を横断した取組の充実を推進するとともに、「情報モラル教育実践事例集」「情報モラル教育実践ハンドブック」を活用した情報モラル教育の充実を促進します。

オ　法的な側面からいじめを考える教育の推進

いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為であるという認識と、決して許されるものではありません。また、いじめは刑事罰の対象となることもあります。そこで、子どものいじめ防止等の意識を高めるために、学校と警察が連携していじめやインターネット

の問題をテーマにした非行防止教室等を開催します。

○　人権感覚を育む人権教育*13の推進

児童の人権が尊重され、安心して過ごせる環境をつくるために、すべての教育活動を通じて人権教育を基盤とした学級づくり、学校づくりに取り組みます　。そのために、児童が自他の大切さを強く自覚し、よさを認め合える人間関係を協力してつくることができるように、児童に関わる学校の教職員の人権感覚を育成するための研修機会を積極的に提供します。

＊6　豊かな情操：美しいものや優れたものに触れて感動する豊かな心のこと

＊7　発達段階：多くの子どもに共通して見られる成長の流れを指し、身体的・精神的な成長の段階のこと

＊8　刑法：罪と罰に関する法律で、どのような行為が犯罪にあたり、それに対してどのような刑罰が科されるかを定めたもの

＊9　名誉毀損罪：刑法 230 条。公然と事実を適示し人の社会的評価を低下させた場合に成立する。

＊10　侮辱罪：刑法 231 条。事実を摘示せず、公然と人を侮辱した場合に成立する。

＊11　民事：民間のトラブル解決を目的として権利の保護、被害の回復等を図ること

＊12　人権侵害：不当な差別、虐待その他の人権を侵害する行為をいう。

＊13　人権教育：自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育活動のこと

② 児童一人一人がもっている力の発揮

○　自己指導能力*14を獲得させる取組

いじめを生じさせないためには、全ての児童にとって安全で安心な学校づくり・学級づくりが必要です。また、学校生活のあらゆる場面で、自己存在感を実感し、自己肯定感*15や自己有用感*16を高め、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる人権感覚を育むことが必要です。

そのため、学校の教育活動全体を通して、児童が深い自己理解に基づき、主体的に自己実現の道を選び取ることができる自己指導能力を身に付けさせることを意識した発達支持的生徒指導*17の充実の推進を図ります。

○　児童の主体的な活動の推進

いじめを生じさせない・許さない学校づくりを推進するためには、 学級活動や朝の会、帰りの会を通して、児童の身の回りにある問題について主体的に話し合い、問題解決していくことを行います。

また、 児童会等を通して望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校づくりに主体的に参画する活動を行います。

そのために、道徳科の授業はもとより、学級活動・児童会等の特別活動において、

児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進するとともに、「いじめ予防等プログラム」の積極的活用について周知します。

また、いじめやインターネットの問題の未然防止や解決に向けて、児童会よる実践交流や協議等を行ったり、インターネットの適正利用に関するルールづくりが推進されたりするよう、児童主体的な活動を支援します。

③　教職員の資質能力の向上

学校におけるいじめの未然防止の取組については、いじめの重大性を全教職員が認識し、いじめの態様や特質、原因や背景、具体的ないじめの認知や指導上の留意点等について教職員の間で共通理解を図り、組織的な協力体制を確立して実践に当たるようにします。

○　校内研修の実施の促進

本校では、年に複数回、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するとともに、いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力・支援力の向上や、法的な考え方に基づく対応、学校としての組織的な対応を図るための校内研修を実施します。

○　障害のある児童に対する指導の在り方についての理解

発達障害を含む障害のある児童が、周囲の児童に十分に理解されず、いじめの「被害」を受けないよう、学校の教職員を中心とした周りの大人が最大限の支援を行います。

そのためには、教育的な活動を通して障害に対する理解を周囲に促していくことが大切です。あわせて障害のある児童だけでなく、生活の中でつまずきやすい児童を含めた、すべての児童が互いの特性を理解し合い、助け合ってともに伸びていこうとする学級集団づくりを行います。

また、障害のある児童に対して、一人一人の教育的ニーズに応じた効果的な支援や指導を行うために、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成する等、早期からの支援体制を一層整備します。また、「就学時引き継ぎシート」「支援引き継ぎシート」を活用した校種間の引継ぎなどを効果的に利用し、特別支援教育のさらなる充実を図ります。

＊14 自己指導能力：その場で自分のためにもなり、他の人のためにもなる行動を考え、実行できる力

＊15 自己肯定感：ありのままの自分を受け入れる感覚のこと

＊16 自己有用感：自分が誰かの役に立っている、貢献している、他者から必要とされていると感じること

＊17 発達支持的生徒指導：特定の課題を意識せず、全ての子どもに対して、学校の教育目標実現に向けて、全ての教育活動において進められる生徒指導

（２）いじめに気づく

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを学校の教職員は認識し、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要です。

このため、日頃から子どもの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもが示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ちます。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。

①　いじめの実態をつかむ

年２回以上、「いじめアンケート」による調査を実施するとともに、ＩＣＴの活用、個別面談、日記や家庭訪問などさまざまな取組を組み合わせて、いじめの認知に努めるよう求めます。また、児童一人一人の状態を知り、いじめの早期発見にもつながるよう、学習支援プラットフォーム「きもちメーター」の活用やQ-Uアンケート、学校における定期的なアンケート調査を実施し、情報共有を行います。

さらに、いじめの重大事態化を防ぐため、児童がいじめの被害を受けた時に、誰にどうやって助けを求めたらよいか、具体的かつ実践的な方法や、いじめのことで友人に助けを求められた時に、どのように対応したらよいのかを学ぶ「ＳＯＳの出し方教育」を推進します。

②　みんなが安心して相談できる環境づくり

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、心の教育センターの相談支援体制の周知を図るとともに、校内支援会の充実などチーム学校による組織的な校内支援体制の確立を図ります。そして、「いじめをさせない」取組や「いじめに気づく」取組を通して、いじめの早期解決につなげます。組織的な支援を進めるにあたっては、些細なことでも報告し、常に問題を学校全体で共有できる雰囲気や、対応について困った時に、具体的な助言や助力をしてもらえる等、受容的*18・支持的*19・相互扶助的*20人間関係が形成されるよう啓発を行います。

＊18 受容的：相手の思いを受け止められる状態

＊19 支持的：相手の意見や行動などをよいと認め、援助すること

＊20 相互扶助：互いに助け合い、支え合うこと

（３）いじめに対応する

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認したうえで適切に指導し、いじめの認知から解消まで組織的な対応を行います。

特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得るということになります。

いじめ防止対策推進法　第２３条第１項

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要があります。

いじめを受けた児童を守り通すことを第一義として、被害生徒や保護者の心情を十分に考慮したうえで、被害児童の立場に立った組織的・継続的な支援・援助を行うようにします。学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童を徹底して守ります。

指導に当たっては、いじめはいじめられた児童の人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる必要があります。

これらの対応について、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意するとともに、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組むようにします。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情にも配慮して判断します。

①　いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものと

する。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められるかどうかを面談等により確認します。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む組織的な対処を確実に実行します。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得る事を踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。また、必要に応じ、被害児童の心のケアを行う。

第３　いじめ対応の共通理解および組織的・計画的な実施

1　いじめへの早期発見・早期対応等

（１）取組の検証と評価について

取組の活動状況、機関との連携取組状況を検証・評価し、さらに取組を深化させます。また、いじめを生まない学教職員の協力・指導体制の状況、犯罪行為に該当するいじめを発見した場合の警察等との連携状況、家庭や地域、関係校・学級づくりを含めた組織的・計画的な取組のためのチェックリストを作成・共有して全教職員で実施します。

（２）チェックリストの作成・実施

学校におけるいじめの防止等に係る取組のチェックリスト（教職員用）

学校におけるいじめの防止等の取組に関して、全教職員で共通理解し、組織的に実行できているかをふり返り、当てはまる数字に〇をしてください。

４…よくできている、３…おおむねできている、２…あまりできていない、１…できていない

１　いじめの防止のための取組

項目		チェック
学校づくり 授業づくり	児童がなかまとともに学び意欲的に授業や行事に取り組めるよう指導・支援を行っている	４　３　２　１
	児童同士、児童と教師が、「授業でつなぐ・授業でつながる」ことを目指した授業改善に取り組んでいる	４　３　２　１
		４　３　２　１
集団づくり 生徒理解	互いのよさや違いを認め合う集団づくりに努めている	４　３　２　１
	児童理解や人間関係の把握に努めるとともに、児童一人一人と会話するよう心がけている	４　３　２　１
	安心・安全な学級づくりに努めている	４　３　２　１
		４　３　２　１
生徒指導	児童指導の視点を大切にした授業づくりについて、全教職員が共通して取り組むよう努めている	４　３　２　１
	児童が「死ね」「うざい」等、人を傷つける言葉を発した時には、その場で注意・指導するよう努めている	４　３　２　１

教職員の資質能力向上	教師の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたりいじめを助長したりすることの無いよう、細心の注意を払っている	4　3　2　1
	いじめ認知の視点について、教職員間で定期的に確認している	4　3　2　1

2　いじめの早期発見、早期対応等

項目		チェック
いじめの発見	日常の観察に加え、アンケートや面談、個人ノートなどを活用し、児童の実態把握に努めている	4　3　2　1
	いじめの疑いや気になる兆候が見られる場合には、校内の「いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）」に報告し、複数の教職員で情報を共有したうえで見守るようにしている	4　3　2　1
	児童の人間関係等を観察しながら、「もしかして、いじめではないか」という視点を常に意識している	4　3　2　1
		4　3　2　1
いじめの対応等	被害児童や情報を提供してくれた児童を守り通すことを前提に、組織で迅速に対応することに努めている	4　3　2　1
	加害児童への指導について、その行為に対しては毅然とした態度で指導をしたうえで、行為の背景などに寄り添い、根本からの改善に努めている	4　3　2　1
	被害児童、加害児童の心のケアに、ＳＣ等と協力して取り組んでいる（未然防止も含む）	4　3　2　1

3　家庭や地域の関係団体等との連携促進

項目	チェック
学校行事や学級での出来事などについて、学級通信等で情報発信するよう努めている	4　3　2　1
児童の様子で気になることがあれば、大小にかかわらず家庭へ連絡したり、保護者から聞き取ったりするよう努めている	4　3　2　1
ＰＴＡ活動や地域の行事などに進んで参加するよう努めている	4　3　2　1
	4　3　2　1

学校におけるいじめの防止等に係る取組のチェックリスト【教職員用】引用高知県庁ホームページ（kochi.lg.jp）

（３）　いじめの発見から解決まで

①　いじめ対応の基本的な流れ

いじめに対する措置

いじめられている子どもの苦痛を取り除く。

学年及び学校全体で組織的に対応

いじめ情報のキャッチ

正確な実態把握 情報収集

・当事者双方、周りの子どもから聴き取り、記録する。
・個々に聞き取りを行う。
・関係職員と情報共有をし、正確に把握をする。
・ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

指導体制 方法決定

組織「いじめ防止対策委員会」
・指導の狙いを明確にする。
・教職員と共通理解を図る。
・対応する職員の役割分担をする。

→ 教育委員会と連携する。

児童への指導・支援

・いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
・いじめた子どもに相手の苦しみ痛みに思いをよせる指導を行う中で、「いじめはけっして許されない行為である」という人権意識を持たせる。

保護者との連携

・発見したその日のうちに、家庭訪問で保護者に面談し、いじめの事実を伝える。
・学校の方針について丁寧に対応を伝え、家庭と連携しながら解決に向かって取り組むことを伝える。
・経過報告をこまめに行い、意向の確認を行い、協力を得るようにする。

今後の対応

・継続的に指導や支援を行う。
・カウンセラー等の活用を含め心のケアにあたる。
・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。
・PTA・地域・関係機関と連携を図る。

★即日対応がのぞましい。

・徹底した見守り　・見守り体制整備・保護者への報告・指導方針決定

② いじめ対応組織体制

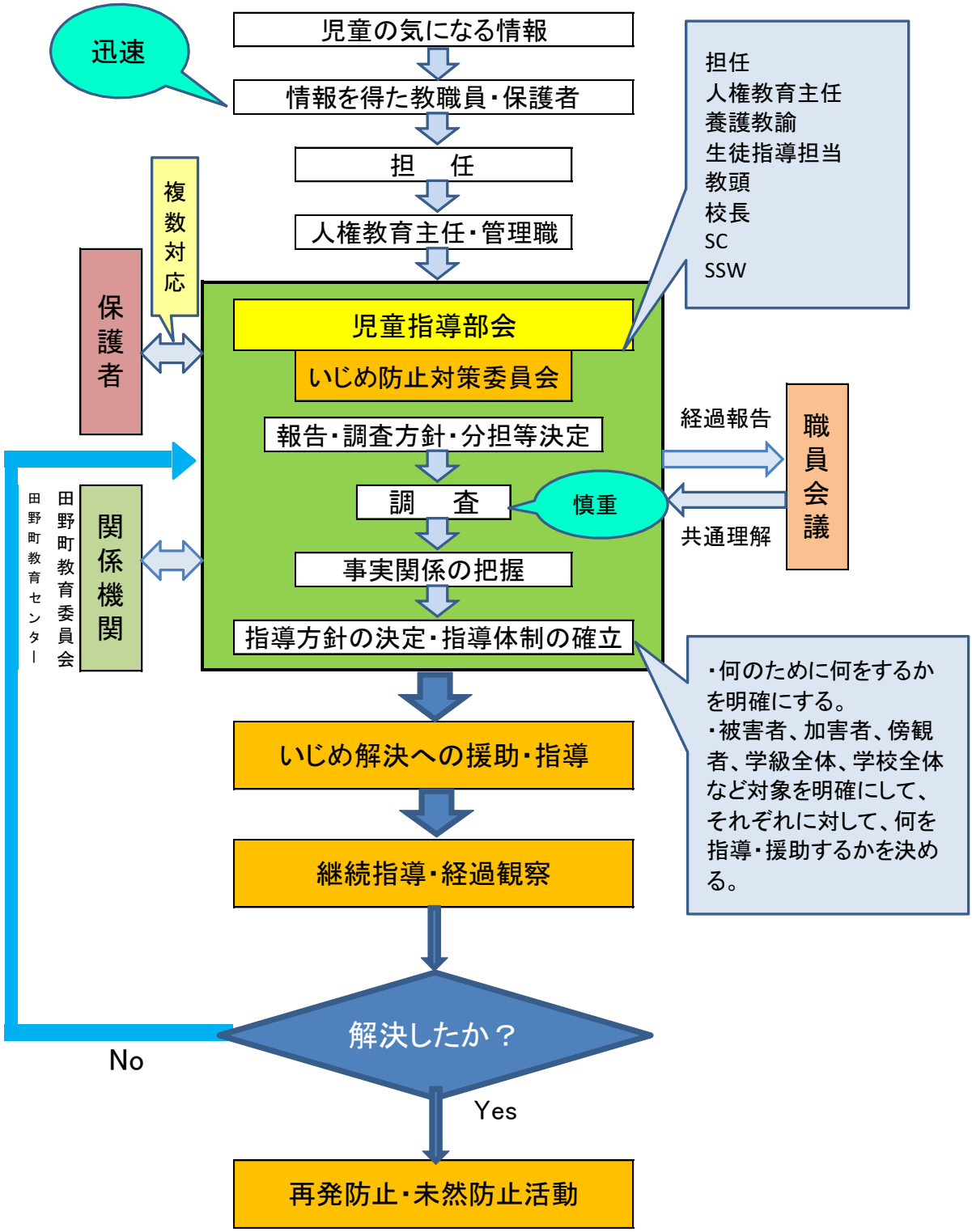
迅速
児童の気になる情報
情報を得た教職員・保護者
担　任
人権教育主任・管理職
児童指導部会
いじめ防止対策委員会
報告・調査方針・分担等決定
調　査
事実関係の把握
指導方針の決定・指導体制の確立
担任
人権教育主任
養護教諭
生徒指導担当
教頭
校長
SC
SSW
保護者
複数対応
関係機関
田野町教育委員会
田野町教育センター
経過報告
共通理解
職員会議
慎重
・何のために何をするかを明確にする。
・被害者、加害者、傍観者、学級全体、学校全体など対象を明確にして、それぞれに対して、何を指導・援助するかを決める。
いじめ解決への援助・指導
継続指導・経過観察
解決したか？
No
Yes
再発防止・未然防止活動

③　事実確認と支援・指導について

ア　いじめられた児童への対応

【児童に対して】

・事実確認とともに、まずつらい気持ちを受け止め、共感することで心の安定を図る。

・いじめは許さないという姿勢をはっきり示し、「あなたは悪くない」ことを伝える。

・「全力であなたを守る」という教職員の姿勢を伝える。

・勇気をもって伝えてくれたことを称賛し、「あなたを守る」ことを伝える。

・当事者の気持ちを確かめながら聴く。

・児童の気持ち、意向も尊重しながら個人や学級全体への具体的な対応について一緒に考える。

・把握したい事実（①いつ頃から、②誰にどんな行為をされたか、③そのときどう感じたか、④今どう思っているか、⑤周りの友達の様子はどうか）

【保護者に対して】

・発見したその日のうちに家庭訪問等で保護者に面談し、いじめの事実を伝える。

・学校の方針を伝え、今後の対応について協議し、家庭と連携しながら解決に向かって取り組むことを伝える。

・ご家庭の意向の確認を欠かさず行い、協力を得るように努める。

・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

・家庭で児童の変化に注意してもらい、ささいなことでも相談するように伝える。

イ　いじめた児童に対しての対応

【児童に対して】

・いじめの事実について、受容的に聴く。

・気持ちや状況などについて話を聞き、加害児童の背景にも目を向け指導する。

・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

【保護者に対して】

・速やかに家庭訪問を行い、誤解を招かないように誠意をもって事実関係を直接伝える。「たとえ、悪気がなくてもいじめられた児童が苦痛を感じていればいじめである」ことを説明するとともに、傷ついた児童や保護者がどんな気持ちでいるのかを伝える。

・常に児童のために一緒に考え、支えていく姿勢を示す。児童のことで、当面気を付けていかなければならないことを一緒に検討していく。

・自分の子どもがいじめていると知った保護者の怒りやつらい気持ち、相手方への謝罪の気持ち、今後への不安などをしっかり受け止め聴いていく。

ウ　周囲の児童への対応

・当事者だけの問題にとどめず、学級・学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する立場への転換を促す。

・「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を学級・学校全体に示し、あるべき集団の在り方等について指導する。

・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることにつながることを理解させる。

・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

エ　地域・関係諸機関との連携

学校の指導・支援だけでは解決が困難な場合、適時適切に地域や関係諸機関と連携を図る。県教育委員会緊急支援チームの活用など組織で対応をしていく。

オ　継続した指導

・教育相談、日記、手紙などで積極的に関り、その後の状況についての把握に努める。

・いじめられた児童のよさを見つけ、ほめたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。

・いじめられた児童、いじめた児童の双方にカウンセラーや関係機関に活用を含めで、心のケアや支援にあたる。

・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

④　ネット上のいじめへの対応

インターネットの危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

ネット、ＳＮＳ等への不適切な書き込み、写真、動画の投稿等があった場合、問題の個所を確認し、その個所を印刷、保存等するとともにいじめ防止委員会へ報告し対応を協議する。関係児童への聞き取りを行い、被害児童の心のケア等必要な措置を講ずる。

書き込みや投稿等の削除については、被害児童の意向を尊重しながら、教育委員会、警察署や地方法務局、ネットパトロール等の外部機関と連携して対応する。また、当該児童、保護者の心のケア（カウンセラー、相談機関等の紹介を含む）に努める。

また、情報モラル教育を推進し、「情報の発信者」「情報を受け取る側」の知識や心構え等を学習する機会を設けるようにする。

（4）いじめ防止年間指導計画

月	職員会･校内研修等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	いじめ防止対策委員会
4月	職員会（基本方針の周知） ＰＴＡ総会（学校の基本方針の説明及び協力の要請等）	学校便り、ホームページ等への「いじめ防止基本方針」掲載	家庭訪問（保護者）情報収集	いじめ防止基本方針の確認 運営方針と役割分担の確認
5月		人権の木（いいことみつけの木） 園小中一貫教育研究会での情報収集	Ｑ－Ｕアンケート① 学校生活アンケート①	いじめ基本方針の修正等
6月	職員会（いじめアンケート結果報告等） 職員会（いじめ防止の取組についての検討）	インターネットに関する教室（安芸警察署　刑事生活安全課　スクールサポーター）	気になる児童の面談（必要に応じて保護者面談）	いじめアンケート結果共有・取組検討
7月		運営委員会（児童会）より縦割り班レクレーションの提案（仲間づくり）・企画・運営	Ｑ－Ｕ分析 生徒指導上の諸問題調査集約	
8月	いじめの情報共有（学校生活アンケート結果報告等） Ｑ－Ｕアンケート活用研修			いじめの取組の中間検証 Ｑ－Ｕ分析共有
9月				
10月			Ｑ－Ｕアンケート② 学校生活アンケート②	
11月			気になる児童の面談（必要に応じて保護者面談） 学校評価（児童･保護者･教員）	
12月	いじめの情報共有 職員会（学校生活アンケート結果報告等）	運営委員会（児童会）より縦割り班レクレーションの提案（仲間づくり）・企画・運営	Ｑ－Ｕ分析② 生徒指導上の諸問題調査集約	いじめアンケート結果共有・対応検討
1月	Ｑ－Ｕアンケート活用研修			いじめ基本方針の修正等
2月		園小中一貫教育研究会での情報収集		
3月	職員会（結果の周知及び次年度の取組検討等）	学校通信の発行（学校評価アンケート結果報告）	生徒指導上の諸問題調査集約	いじめ防止基本方針の決定

４　重大事態への対処

1　町教委又は学校による調査

重大事態が発生した場合、その調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和６年８月改訂 文部科学省）を参考として、適切に対処します。

（１）　重大事態の発生と調査

いじめ防止対策推進法　第２８条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

１　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

２　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

３　第１項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

①　重大事態の意味

第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

○　子どもが自殺を企図した場合

○　身体に重大な傷害を負った場合

○　金品等に重大な被害を被った場合

○　精神性の疾患を発症した場合

など、いじめを受ける児童の状況に着目して判断します。

第１項(2)の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とします。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、町教委又は学校の判断により、迅速に調査に着手するこ

とが必要です。

また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意します。

② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は町教委を通じて、田野町長へ事態発生について報告します。

③ 調査の趣旨及び調査主体

重大事態に係る事実関係の調査を行うに当たっては、いじめがあったかどうかを厳格に判断することに、ことさらにとらわれるのではなく、学校が調査を通じて把握した事実をしっかりと受け止め、当該児童に対する適切な支援につなげていくことが最も重要です。

調査の主体は、学校又は町教委となります。なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同じようないじめの発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと町教委が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、町教委において調査を実施します。

学校が調査主体となる場合であっても、町教委は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行うこととします。

④ 調査を行うための組織

学校は、その事案が重大事態であると判断した時は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設けます。

学校が調査の主体となる場合、法第２２条に基づき学校に設置されているいじめ防止対策委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることを検討します。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

⑤　事実関係を明確にするための調査の実施

いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか（どのようなことをされたのか）、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

町教委及び学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければなりません。

ア　いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りを十分に行うとともに、在籍している児童や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行います。

その際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とします。また、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めるとともに、いじめられた児童の事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行います。

さらに、町教委がより積極的に指導・支援を行い、関係機関とも適切に連携し対応に当たります。

イ　いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、いじめられた児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手します。調査方法としては、在校生や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行います。

（自殺の背景調査における留意事項）

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施します。その際、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行います。

自殺の背景調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成２６年７月文部科学省・児童の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にします。

○　遺族の要望･意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行います。

○　在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行います。

○　遺族に対して、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案します。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り、遺族と合意しておきます。

○　できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努めます。

○　情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行います。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、ＷＨＯ（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考に、報道機関に対して適切に対応します。

⑥　調査実施におけるその他の留意事項

ア　重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、在校生や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあります。町教委又は学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、プライバシーへの配慮を行います。

イ　事案の重大性を踏まえ、いじめた児童に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な支援をするなど、いじめた児童の立ち直りを支援します。また、いじめられた児童又はその保護者が希望する場合には、就学等の弾力的な対応を検討することも必要であると考えています。

ウ　いじめの態様が犯罪行為として取り扱うべきであると認める時は、警察と連携して対処するものとし、いじめられた児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察に通報し、適切に援助を求めるようにします。

（２）調査結果の提供及び報告

いじめ防止対策推進法　第２８条第２項

２　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

① いじめられた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

町教委又は学校は、いじめられた児童及びその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係等について、適時・適切な方法で情報提供を行います。

その際、他の児童のプライバシー保護等、関係者の個人情報に十分配慮します。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはなりません。

また、アンケート調査の結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、調査対象となる在校生やその保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意します。

② 調査結果の報告

調査結果については、町長に報告します。

調査結果の説明を踏まえて、いじめられた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて町長に送付します。

2 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

（1）調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

いじめ防止対策推進法　第３０条（公立の学校に係る対処）

1　地方公共団体が設置する学校は、第 28 条第 1 項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2　前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

① 再調査

重大事態が発生した旨の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は再発防止のため、必要があると認める時は、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設置し、教育委員会又は学校が行った調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行います。

この附属機関については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知識及び経験を有する者であって、このいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図ります。

再調査についても、いじめられた児童及びその保護者に対して、適時・適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、この調査に係る重大事態への対処又は再発防止のために必要な措置を講ずるものとします。

また、当該学校について再調査を行った時、町長はその結果を議会に報告します。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じて、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行います。